

○内閣府令第六十八号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年十月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条の二」に改める。

第一条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 外国金融商品市場 法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。

第一条第三項第二号中「第二十六条の三」を「第二十六条の二の二」に改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 有価証券信託受益証券 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。

四の三 受託有価証券 令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。

第四章中第十条の前に次の三条を加える。

(有価証券の受渡しを確実にする措置)

第九条の二 令第二十六条の二の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める措置は、空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置とする。

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取

次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。）。

一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引

二 発行日取引

三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び第九号二に規定する交換社債券を除く。）

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するもの）に限る

。）につき自己の計算による空売りをを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け（当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券（以下この号及び第十条第四号において「預託証券」という。）である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得することを含む。）を行う取引を伴うもの（次に掲げるものに限る。）

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

五 マーケットメイカーが、売付けの気配を出す取引所金融商品市場において当該売付けに係る気配に基

づき自己の計算による空売りを行う取引

六 買い付けた有価証券であつてその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

七 貸し付けている有価証券（借り入れたものを除く。）の売付けであつて、その決済前に当該有価証券の返還を受けることが明らかな場合における当該有価証券の売付けを行う取引

八 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会（午前立会又は午後立会のみ）の売買立会を含む。以下この章及び第十七条において同じ。）によらない売買による空売りを行う取引

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

二 金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券を除く。二において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行者である会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ホ 取得請求権付株券

十 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十一 社債券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券（同号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）を除く。）であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券（以下この章において「対象株券」という。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（以下この章において「他社株券償還特約付社債券」という。）について、当該社債券が当該株券により償還されることが決定

した場合に、償還を受けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前において、当該有価証券の数量の範囲内で

当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十五 空売り（令第二十六条の二の二第一項第二号に規定する空売りに限る。第十条第十五号及び第十一条第十三号において同じ。）を行う取引であつて、次に掲げる理由により行う取引

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が金融商品取引所の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託受益証券」という。）に係る次に掲げる取引

イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換（投信法施行令第十二条第一号イ又は第二号ハに規定する交換に限る。）をする請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる

有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

ロ 投資信託受益証券の取得（投信法施行令第十二条第二号ロに規定する取得に限る。）の申込みを行っており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（投資信託受益証券に類するものに限る。以下この章において「外国投資信託受益証券」という。）、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、次に掲げるもの

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

十八 信用取引

- 十九 金融商品取引所の会員等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客の有している有価証券（借り入れているもの及び令第二十六条の二に規定する場合に該当する場合における同条の有価証券を除く。）の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該会員等が自己の計算により空売りをを行う取引（あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限り、第三号に掲げる取引を除く。）
- イ 当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格（ロにおいて「出来高加重平均価格」という。）
- ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該会員等が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所金融商品市場において分割して売付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金

を総売付高で除して得た価格

二十 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の關係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

二十一 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

二十二 有価証券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（以下この号及び第十四条第六号において「有価証券先物取引」という。）又は有価証券に係る同項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条及び第十四条において「有価証券指標先物取引」という。）に係る約定価額又は約定数値（同項第二号に規定する約定数値をいう。以下同じ。）の水準と有価証券指数等（有価証券先物取引に係る有価証券の価額の合計額又は有価証券指数（有価証券の価格に基づき算出される指数をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引（これに準ずる取引で有価証券指数に係る同項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含み、第三号に掲げる取引を除く。）

イ 買方有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の買付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値（法第二条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものをいう。以下この条及び第十四条において同じ。）を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の売付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものをいう。以下この条及び第十四条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法（有価証券先物取引においては買戻しに限る。）により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等又は当該売方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行う取引

二十三 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引等の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引等と同一の買方有価証券指標先物取引等に係る前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行う取引（これに準ずる取引で有価証券指数に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に伴い行うものを含み、第三号に掲げる取引を除く。）

二十四 有価証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（以下この条及び第十四条において「有価証券オプシヨン取引」という。）に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格をいう。）及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、有価証券オプシヨン取引を新規に行うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十五 有価証券オプション取引により有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該有価証券オプション取引に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため当該権利を行使し、又は行使された場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量（有価証券オプション取引により当該有価証券を売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る前号に掲げる取引の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十六 投資信託受益証券の約定価額の水準と当該投資信託受益証券と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券の売付けを行う

取引

二十七 投資信託受益証券の約定価額の水準と指標の水準の関係をを利用して行う取引であって、当該投資

信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十八 投資信託受益証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券に係る指標によるものをいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は指標連動有価証券の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。）

を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものであって、

当該投資信託受益証券に係る指標によるものをいう。次号及び第十四条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券の価格の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益

証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号及び第十四条において「投資信託受益証券オプション取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券の価額（当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十二 投資信託受益証券オプション取引により投資信託受益証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買い付けることとなる投資信託受益証券の価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券の価額（投資信託受益証券オプション取引により当該投資信託受益証券を売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券の価額、当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の額並びに指標連動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十三 取引所金融商品市場における次のイからホまでに掲げる有価証券の価格をそれぞれ当該イからホまでに定める指標に平準化するための当該有価証券の売付けを行う取引

イ 投資信託受益証券 当該投資信託受益証券に係る指標

ロ 外国投資信託受益証券 当該外国投資信託受益証券に係る指標

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券（資産を主として有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に対する投資として運用する外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいい、その規約又はこれに相当する書類において、その資産を投信法施行令第十二条第二号イの規定に準じて運用する旨を定めているものに限る。）の発行するものであって、投資証券に類するものに限る。） 当該外国投資証券に係る指標

ニ 有価証券信託受益証券でロ又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの 当該受託有価証券に係る指標

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でロ又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

当該表示する権利に係る有価証券に係る指標

三十四 合併、株式交換又は株式移転（以下この章において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この章において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この章において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

三十五 取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空売りをを行う取引

三十六 取引所金融商品市場における有価証券の価格を他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

第九条の四 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする（第十五号から第十九号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引と

して空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。
）。

一 発行日取引

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

三 店頭マーケットメイカーが、売付けの気配を出す店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

四 買い付けた店頭売買有価証券であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引

五 貸し付けている店頭売買有価証券（借り入れたものを除く。）の売付けであつて、その決済前に当該店頭売買有価証券の返還を受けることが明らかな場合における当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

六 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

八 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

九 他社株券償還特約付社債券について、当該他社株券償還特約付社債券が対象株券により償還されることとが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 空売りを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の株式の数である株券への

交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十四 信用取引

十五 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

十六 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

十七 合併等会社株券の約定価額の水準と被合併等会社株券の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関

係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

十八 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りをを行う取引

十九 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

第十条第三号口中「第九号ニに規定する」を削り、同号二中「（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）」及び「（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四号中「取引のうち」を「取引であつて、当該取引に関し」に改め、「（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「同条第一項第二十号に掲げる有価証券（以下この号において「預託証券」という。）」を「預託証券」に、「取引であつて、次に掲げるも

の」を「取引を伴うもの（次に掲げるものに限る。）」に改め、同条第八号中「（午前立会又は午後立会のみの売買立会を含む。第十四条第三号及び第十七条において同じ。）」を削り、同条第九号ニを次のように改める。

二 交換社債券

第十条第十一号を次のように改める。

十一 他社株券償還特約付社債券について、当該他社株券償還特約付社債券が対象株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

第十条第十二号中「（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）」、「第十六号に規定する」及び「（会社法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）」を削り、同条第十五号中「（令第二十六条の三第一項第二号に該当する空売りに限る。次条第十三号において同じ。）」を削り、同条第十六号を次のように改める。

十六 投資信託受益証券に係る次に掲げる取引

第十条第十七号中「法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（投資信託受益証券に類するものに限る。以下この号及び第十四条第十七号口において「外国投資信託受益証券」という。）」を「外国投資信託受益証券」に、「同項第二十号」を「法第二条第一項第二十号」に改める。

第十一条第十号中「株券」を「有価証券」に改め、「が株式分割」の下に「優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）」を加え、「当該株式分割」を「当該株式分割等」に改め、「割り当てられた株式」の下に「優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）」を加え、「当該株式と」を「当該株式等と」に改める。

第十四条第六号中「有価証券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（以下この号において「有価証券先物取引」という。）」を「有価証券先物取引」に、「有価証券に係る同項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において「有価証券指標先物取引」という。）」を「有価証券指標先物取引」に改め、「（同号に規定する約定数値をいう。以下同じ。）」及び「（有価証券先物取引に係る有価証券の価額の合計額又は有価証券指数（有価証券の価格に基づき算出される指数をい

う。以下この号及び次号において同じ。)をいう。以下この号及び次号において同じ。)を削り、「同項第三号」を「法第二条第二十一項第三号」に改め、同号イ中「(有価証券先物取引の買付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値(法第二条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。)が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものをいう。以下この号及び次号において同じ。))」を削り、同号ロ中「(有価証券先物取引の売付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものをいう。ロ及び次号において同じ。))」を削り、同条第八号中「有価証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(以下この号及び次号において「有価証券オプシオン取引」という。))」を「有価証券オプシオン取引」に改め、同条第十一号中「第十六号まで」を「この号から第十六号まで」に改め、同条第十三号イ中「(有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券に係る指標によるものをいう。以下この号及び次号において同じ。))」を削り、同号ロ中「(有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券に係る指標によるものをいう。次号において同じ。))」を削り、同条第十五号中「投資信託受益証券

に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号において「投資信託受益証券オプション取引」という。）を「投資信託受益証券オプション取引」に改め、同条第十八号中「合併、株式交換又は株式移転（以下この号及び次条第五号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号及び同条第五号において「合併等会社株券」という。）を「合併等会社株券」に、「当該会社と合併等する会社の発行する株券（以下この号及び同条第五号において「被合併等会社株券」という。）を「被合併等会社株券」に改める。

第十五条第六号及び第七号中「当該店頭売買有価証券市場」を「店頭売買有価証券市場」に改める。

附 則

この府令は、平成二十年十月三十日から施行する。